

お知らせ

証明交付窓口を委託します

12月3日(月)から、市民課証明交付窓口業務の一部を富士ゼロックスシステムサービスに委託。住民票の写しや印鑑登録証明書などの受付と交付を行います。戸籍の届け出や住所の異動などの事務は、今までと同じく職員が対応します。また、個人情報について引き続き適正に取り扱います。

☎027・898・6114

都市計画道路変更案を縦覧

都市計画道路の変更案を縦覧します。

対象道路 Ⅱ3・4・97号問屋町東国分線、3・3・9号西部環状線、3・4・110号元総社北小西通線、3・4・36号上新田前箱田線
縦覧期間 Ⅱ12月7日(金)～21日(金) (土・日曜・祝日を除く)
縦覧場所 Ⅱ市役所都市計画課
意見書の提出 Ⅱ変更案について

意見のある人は、意見書を12月21日までに市役所都市計画課へ
☎027・898・6944

不法投棄の監視を強化

12月28日(金)までは不法投棄撲滅強化月間。事業者や廃棄物関係団体、行政が一体となって監視。パトロールや路上調査、啓発活動など、廃棄物の不法投棄対策の取り組みを強化していきます。不法投棄を発生させない環境づくりにご協力をお願いします。また、悪質な廃棄物投棄を見かけたら通報してください。

☎027・898・5840

夜間急病診療所が午前も診療

季節性インフルエンザや感染性胃腸炎の流行する時季に合わせ、夜間急病診療所(朝日町四丁目) ☎027・243・5111(1)では、日曜・祝日の午前中も診療を行います。診療科目は内科と小児科です。
診療日時 Ⅱ12月2日(日)～5月26

旧前東商高の利用調整会議

旧前東商高の体育館、グラウンドなどの利用について、4月～9月の利用調整会議を行います。大会での利用者は1月12日(土)までに大胡総合運動公園へ連絡してください。

日時 Ⅱ1月19日(土)へ卓球・軽スポーツ室 10時～グラウンド・テニスコート 11時～体育館 13時30分
会場 Ⅱ大胡総合運動公園
対象 Ⅱ市内に在住・在勤・在学する人が過半数を占める10人以上

早めに取り組もう水道管の防寒対策

水道管は早めの防寒対策で、破裂やひび割れを防ぎましょう。凍らせないために水道管や蛇口に毛布・布などの保温材を巻き付け、ひもやテープで押さえます。また、布や発泡スチロールなどを詰めたビニール袋をメーターボックスに入れて保温するのも有効。検針できるようにメーターの上面は空けておいてください。破裂して水が噴出したらメーターボックス内の止水栓を閉めて、破裂した部分に布やテープを巻き応急処置。最寄りの指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。凍って水が出ないときは自然に溶けるのを待つか、タオルをかぶせてゆっくりとぬるま湯をかけます。熱湯を直接かけると水道管が破裂することがあり危険です。

☎水道整備課 ☎027-898-3033



上の団体

☎027・230・4055

総合福祉会館などの予約受付

4月から6月までの、総合福祉会館と第四コミュニティセンターの施設利用予約受付会を開催。受付会の翌日から電話と窓口で予約を受け付けます。

日時 Ⅱ1月9日(水)8時30分～55分
会場 Ⅱ総合福祉会館
☎1月7日(月)までの8時30分～

本庁・支所・市民サービスセンター
8時30分～17時15分
10時～19時

環境への配慮を忘れずに

- 屋外でのごみの焼却は禁止です
少量であっても、煙や臭いで近隣の迷惑になることも。ごみは焼却せず、集積所に出してください。また、紙ごみなどは資源として活用しましょう。
- まきストーブの使用は適切に
環境に優しい暖房器具として普及が進むまきストーブも、使用法を誤ると近隣トラブルになる場合が。よく乾いた木材を使い、小まめに清掃するなど、近隣に配慮して使いましょう。



☎環境政策課 ☎027-898-6294



一人親の不安を和らげます

一人親の無料相談会を開催します。県母子会の自立支援センター相談員が養育費や仕事などの相談にのります。

万引は窃盗罪という犯罪です。冬休み期間は小中学生の万引が増加しやすい時期。万引をさせない、見逃さないという気持ちを持って、地域全体で見守ってください。

地域ぐるみで万引を防止

☎027・898・5876

障害者への理解を深めよう

12月3日(月)から9日(日)までは障害者週間。障害がある人もない人も、互いを尊重し支え合う社会の実現を目指します。障害者を虐待から守るため、家族や福祉施設の職員、事業者による暴力や暴言などの行為に気付いたら、市障害者虐待防止センター(☎027・220・5722)に通報、相談してください。



福祉施設の製品と障害者の作品展

12月3日(月)～7日(金) 会場 Ⅱ市役所1階市民ロビー
☎027・220・5714

木造住宅を対象に耐震診断

耐震診断調査資格者が耐震診断し、地震に弱い部分や倒壊する可能性の有無を調査。耐震性が不足する場合は、耐震改修の補助制度が利用できます。対象住宅 Ⅱ次の全てを満たす市内の木造住宅、先着12戸。①昭和56年5月31日以前に着工した

新築や増築には確認申請を

カーポートや物置などを建築する場合、プレハブ製であっても建築確認申請が必要です。防火・準防火地域外で10平方メートル以上の増築の場合などは、申請が省略できるものも。詳しくはホームページをご覧ください。また、建築後も法律に適合しているかを確認するため、完了検査を受ける必要があります。

☎027・898・6753